

南知多町 計画(素案)

**障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画**

(パブリックコメント用)

2018年(平成30年)3月

愛知県 南知多町

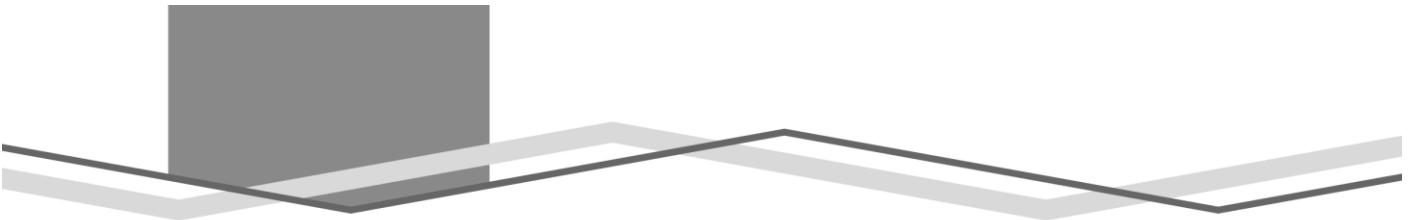
目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画の背景と趣旨	3
2 法令の根拠	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
(1) 南知多町障がい者計画策定委員会の開催	6
(2) 障がいのある人の意見の反映	6
(3) 住民の意見の反映	7
第2章 障がい者(児)をとりまく現状	11
1 南知多町の現状	11
(1) 総人口と高齢化率	11
2 障がい者(児)の状況	12
(1) 障がい者(児)の状況	12
(2) 身体障がい者(児)の状況	13
(3) 知的障がいのある人の状況	15
(4) 精神障がいのある人の状況	16
(5) 難病患者の状況	17
3 公的サービスの提供状況	19
(1) 障がい福祉サービスなどの実績	19
(2) 地域生活支援事業の実績	19
(3) 医療費助成の状況	19
(4) 各種相談事業などの状況	20
4 障がい者の雇用・就業の状況	21
(1) 雇用の状況	21
(2) 職業紹介の状況	21
5 障がい児の就学などの状況	22
(1) 保育所の状況	22
(2) 小・中学校の特別支援学級の状況	22
(3) 特別支援学校の状況	23
6 人的資源などの状況	24
(1) 生活環境などについての各種相談事業の状況	24

（2）ボランティア団体などの状況	24
7 アンケート調査と結果	25
（1）アンケート調査	25
（2）調査結果のまとめ	26
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	32
基本目標1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり	32
基本目標2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり	32
基本目標3 障がい者の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくり	32
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	32
3 計画の施策体系	33
第4章 障がい者計画の施策展開	37
基本施策1－1 啓発・広報活動の推進	37
（1）多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発	37
（2）各種イベントを通じた交流促進や意識啓発	37
（3）「障害者週間」の周知・活用	38
基本施策1－2 ボランティア活動の促進	38
（1）ボランティアの育成	39
（2）ボランティア活動への支援	39
基本施策1－3 福祉教育の推進	40
（1）交流教育の推進	40
（2）福祉講座、講演会の開催	41
（3）福祉教育の充実	41
基本施策2－1 相談支援・情報提供の充実	42
（1）相談支援体制の充実	42
（2）情報提供の充実	43
（3）差別の解消・虐待防止及び権利擁護の推進	43
基本施策2－2 障がい福祉サービスなどの充実	44
基本施策2－3 居住の場の確保	44
（1）居住系サービスの充実	44
（2）町営住宅の充実	44
（3）住宅改修への支援	45
基本施策2－4 保健・医療サービスの充実	45
（1）障がいの早期発見・早期治療	45
（2）障がいの原因となる疾病の予防	46

（3）心の健康づくりの推進.....	46
基本施策2－5 生活安定のための施策の充実.....	47
（1）経済的自立支援の充実.....	47
基本施策3－1 療育・教育の充実	48
（1）療育体制の充実.....	48
（2）教育相談・支援体制の充実.....	49
（3）校内の教育環境の整備状況	49
（4）特別支援学級担当教員の研修の充実.....	50
基本施策3－2 障がい者の就労への支援.....	50
（1）雇用・就労機会の拡大促進	50
（2）就労支援の推進	51
基本施策3－3 スポーツや生涯学習活動などへの参加促進	52
（1）スポーツ・レクリエーションの促進.....	52
（2）生涯学習活動への参加促進	52
基本施策4－1 総合的な福祉のまちづくり	53
（1）人にやさしいまちづくりの推進.....	53
（2）情報のバリアフリー化の推進	54
（3）地域福祉の推進	54
基本施策4－2 移動・交通手段の確保.....	55
（1）移動・外出支援事業などの充実.....	55
基本施策4－3 防犯・防災対策の推進.....	56
（1）防犯対策の推進	56
（2）防災対策の推進	57
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の展開.....	61
1 第5期障がい福祉計画の成果目標.....	61
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	61
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	62
（3）地域生活支援拠点等の整備	63
（4）福祉施設から一般就労への移行等	63
（5）障害児支援の提供体制の整備等	65
2 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策.....	67
（1）訪問系サービス	67
（2）日中活動系サービス	69
（3）居住系サービス	72
（4）相談支援サービス	74
3 障害児支援の見込量と見込量確保の方策	75
（1）障害児通所支援	75

(2) 障害児相談支援	77
(3) その他の事業	78
4 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策	79
(1) 理解促進研修・啓発事業	79
(2) 自発的活動支援事業	80
(3) 相談支援事業	81
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	82
(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	83
(6) 日常生活用具給付等事業	84
(7) 移動支援事業	85
(8) 地域活動支援センター	85
(9) 地域移行のための安心生活支援事業	86
(10) その他の地域生活支援事業	87
5 その他の地域生活を支えるサービスの充実	89
(1) バス・船運賃助成事業	89
(2) タクシー料金助成事業	89
(3) 通園・通学援助事業	89
(4) 障がい福祉サービス離島交通費助成事業	89
第6章 計画の推進に向けて	93
1 計画や制度の周知と地域住民の理解促進	93
2 計画の推進体制の充実	93
(1) 関係各課の連携強化	93
(2) 障害福祉圏域などとの連携強化	93
(3) 町民や関係団体との協働	93
(4) 計画の達成状況の点検と評価（PDCAサイクル）の実施	94
資料編	97
1 南知多町障がい者計画策定委員会設置要綱	97
2 南知多町障がい者計画策定委員会委員名簿	99
3 南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定経過の概要	100
4 用語説明	100



第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

現在、障がい者福祉を取り巻く環境は大きな変化をみせています。

国においては、平成24年10月には、家庭や施設での障がい者に対する虐待防止のため「障害者虐待防止法」が施行されました。

続く平成25年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病などを追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

同じ平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的、積極的に購入することを推進し、障がい者の自立促進に資することが示されました。

同年の「障害者雇用促進法」の改正により、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止、合理的な配慮の義務が定められ、平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることも規定されています。

近年も平成28年4月には、障がいを理由とする差別解消の推進に関する「障害者差別解消法」の施行、同年6月の「児童福祉法」改正、平成30年4月には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」の一部改正が施行され、障がい者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。このような法改正の動向を踏まえながら、障がいの有無にかかわらずすべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざして、「南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

なお、「南知多町障がい者計画・第4期障がい福祉計画」のうち、「南知多町障がい者計画（障害者基本計画）」の部分の計画期間は、平成24年度から平成33年度であり、まだ計画の改定時期を迎えていません。しかしながら、「第5期障がい福祉計画」の策定作業に合わせて、「南知多町障がい者計画（障害者基本計画）」の部分についてもこれまでの進捗状況を評価し、計画内容の一部を改訂しました。

障害福祉計画について

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、次の3点が挙げられています。

- 1 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業※の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障がい福祉サービスに関する3か年の実施計画的な位置付けとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

また、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができます。

障害児福祉計画について

児童福祉法において、市町村障害児福祉計画に盛り込む事項は、次の2点が挙げられています。

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

【「害」の字をひらがな表記することについて】

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわい」などの意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション※社会の実現に向けた意識醸成になることも期待されます。本計画書では、法令で定められた用語や団体名などの固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

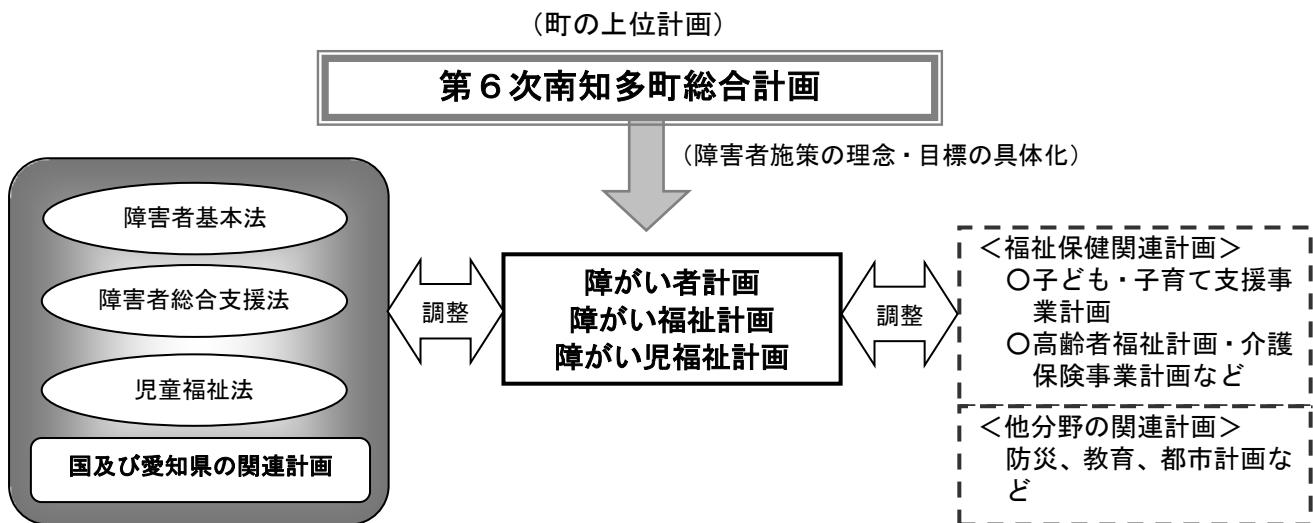
2 法令の根拠

「南知多町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性を示すものです。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい者（児）福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策を定めるものであり、「南知多町障がい者計画」に掲げる一定分野の実施計画的な位置付けとして策定するものです。

3 計画の位置づけ

この計画は、南知多町のまちづくりの総合的指針である「第6次南知多町総合計画」を上位計画として、国や県及び本町における関連計画との整合性を図りつつ策定したものです。



4 計画の期間

本計画の期間として、「障がい者計画」は、これまで平成 33 年度までとしていましたが、平成 33 年度を初年度とする「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を平成 32 年度に策定を行うため、「障がい者計画」の期間を 1 年前倒し平成 32 年度までの計画に見直します。

「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は 3 年を一期とする計画のため、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度までの計画とします。

計画名	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
障がい者計画												第2次
障がい福祉計画		第3期		第4期		第5期		第6期				
障がい児福祉計画							第1期		第2期			

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下のような体制で行いました。

（1）南知多町障がい者計画策定委員会の開催

本計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るため、議会代表者、福祉団体関係代表者及び障がい者関係事業者など代表者の委員で構成する「障がい者計画策定委員会」を設置し、様々なニーズを参考に協議を重ねて策定しました。

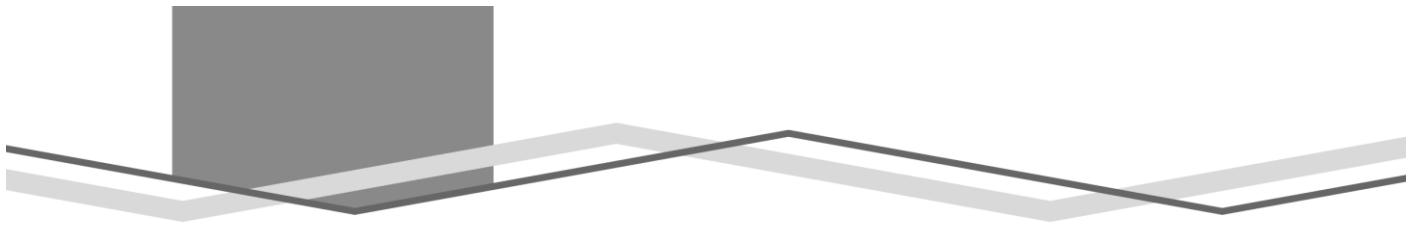
（2）障がいのある人の意見の反映

南知多町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び自立支援医療受給者などを対象とし、平成 29 年 9 月 14 日～10 月 6 日の期間でアンケート調査を実施しました。

(3) 住民の意見の反映

障がいのある方だけでなく、住民のみなさまから広く募集した意見を計画の中に取り入れるために、パブリックコメントを実施しました。

公表方法	・町ホームページに掲載 ・福祉課窓口及び各サービスセンターで閲覧
提出方法	・郵便、FAX、電子メール
募集期間	・平成30年2月9日（金）から2月23日（金）



第2章 障がい者(児)を取り巻く現状



第2章 障がい者(児)をとりまく現状

1 南知多町の現状

(1) 総人口と高齢化率

南知多町の総人口は減少傾向にあり、平成27年10月1日現在18,707人となっています。

年齢3区分の割合をみると、平成2年から平成7年の間に年少人口と高齢者人口が逆転しています。平成27年10月1日現在では、年少人口が9.7%、高齢者人口が34.4%となっており、少子・高齢化が更に進展しています。また、平成22年には60%台を維持してきた生産年齢人口の割合が59.6%と6割を下回っています。

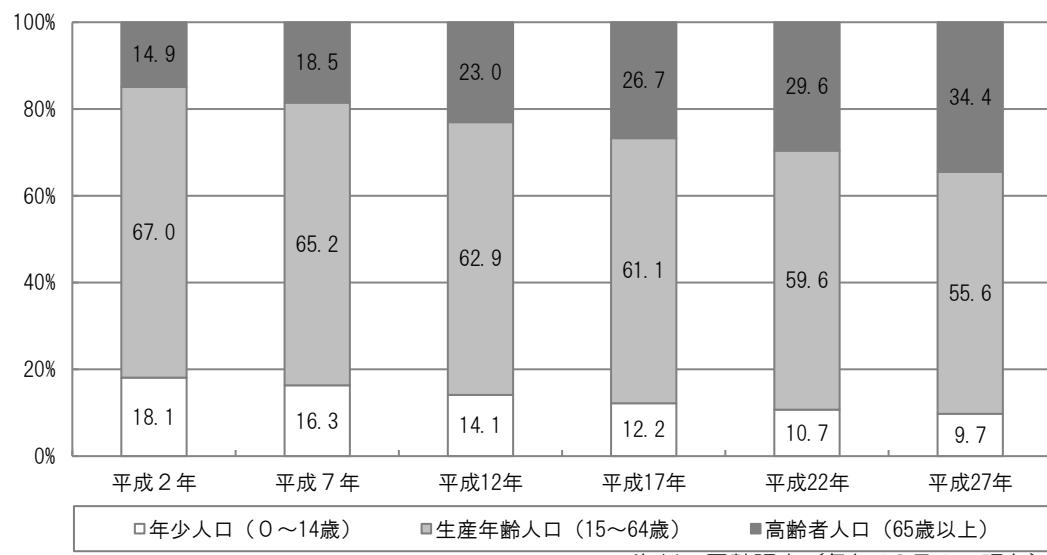
図表1 年齢別人口の推移

	単位：人					
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	25,954	24,846	23,250	21,909	20,549	18,707
年少人口 (0~14歳)	4,696	4,056	3,283	2,677	2,203	1,823
生産年齢人口 (15~64歳)	17,399	16,201	14,628	13,388	12,244	10,412
高齢者人口 (65歳以上)	3,859	4,589	5,339	5,844	6,081	6,438

※年齢不詳があるため、各年齢層の人口の合計と総人口の人数が一致しない場合があります。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表2 年齢3区分の構成割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 障がい者（児）の状況

（1）障がい者（児）の状況

本町の総人口に占める障がい者の割合は、平成 29 年3月末現在で身体障がい者が 4.8%、知的障がい者が 0.5%、精神障がい者が 1.0% となっています。

障がい者数の推移をみると、総人口は一貫して減少傾向にあるのに対して、障がい者数は微増微減を繰り返しながらも増加基調にあります。そのため、総人口に占める障がい者の割合も増加しています。

障がい種類別にみると、身体障害者は平成 24 年以降減少傾向にありますが、知的障がい者は微増傾向、精神障がい者は増加傾向にあります。身体障害者手帳と療育手帳の重複所持者は 17 人となっています。

図表3 年齢別身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
総人口※(人)	18,571	2,189	3,799	6,032	6,551
身体障害者手帳数(件)	902	10	20	165	707
療育手帳数(件)	106	25	36	32	13
上記のうち、身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数(人)	17	2	5	6	4
精神障害者保健福祉手帳数(件)	193	6	34	89	64

※住民基本台帳による数値

資料：福祉課（平成29年3月末現在）

図表4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口※(人)	20,032	19,960	19,601	19,309	18,838	18,571
身体障害者手帳数(件)	937	933	936	922	911	902
療育手帳数(件)	98	103	104	108	109	106
精神障害者保健福祉手帳数(件)	162	165	175	178	188	193
手帳総数(件)	1,197	1,201	1,215	1,208	1,208	1,200
	6.0%	6.0%	6.2%	6.2%	6.4%	6.4%

※住民基本台帳による数値

資料：福祉課（各年3月末現在）

（2）身体障がい者（児）の状況

平成29年3月末現在、南知多町の身体障害者手帳の所持者数は902人です。

障がいの等級は、重度である1級、2級が375人であり、全体の41.5%を占めています。障がい種類別では、肢体不自由が最も多く、512人（全体の56.7%）となっています。次いで、内部障がいが251人（27.8%）と多くなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年以降減少傾向にあります。

障がい種類別では、視覚障がい、音声言語そしゃく機能障がい、肢体不自由は減少傾向にあります。一方、内部障がいは平成24年以降増加傾向にあります。

図表5 障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	単位：人
1級	18	0	0	91	144	253	
2級	15	28	1	76	2	122	
3級	3	15	4	130	42	195	
4級	4	19	2	135	63	223	
5級	3	0	0	58	0	61	
6級	2	24	0	22	0	48	
手帳所持者 合計	45	86	7	512	251	902	

資料：福祉課（平成29年3月末現在）

図表6 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	単位：人
0～17歳	10	11	9	9	9	10	
18歳以上	927	922	927	908	897	892	
手帳所持者合計	937	933	936	917	906	902	

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表7 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

	単位：人					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障がい	61	56	49	48	44	45
聴覚平衡機能障がい	91	87	86	86	91	86
音声言語そしゃく機能障がい	7	10	8	8	8	8
肢体不自由	540	545	548	532	512	512
内部障がい	238	235	245	243	251	251
手帳所持者合計	937	933	936	917	906	902

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表8 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	単位：人					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	233	247	249	246	249	253
2級	143	131	131	126	125	122
3級	224	219	216	207	199	195
4級	229	226	231	225	227	223
5級	62	63	61	66	61	61
6級	46	47	48	47	45	48
手帳所持者合計	937	933	936	917	906	902

資料：福祉課（各年3月末現在）

（3）知的障がいのある人の状況

平成29年3月末現在、南知多町の療育手帳の保持者は106人です。障がいの程度は、最重度であるA判定が最も多く、全体の51.8%を占めています。

療育手帳所持者数の推移をみると、平成24年以降概ね微増傾向にあります。

図表9 年齢別障がいの程度別療育手帳所持者数

	単位：人				
	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	総数
A	8	19	20	8	55
B	4	7	10	4	25
C	13	10	2	1	26
手帳所持者合計	25	36	32	13	106

資料：福祉課（平成29年3月末現在）

図表10 年齢別療育手帳所持者数の推移

	単位：人					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	23	25	21	26	27	26
18歳以上	75	78	83	83	82	80
手帳所持者合計	98	103	104	109	109	106

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表11 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

	単位：人					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A	51	52	52	54	56	55
B	24	26	25	26	25	25
C	23	25	27	29	28	26
手帳所持者合計	98	103	104	109	109	106

資料：福祉課（各年3月末現在）



(4) 精神障がいのある人の状況

平成29年3月末現在、南知多町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は193人です。障がいの程度は2級が最も多く、全体の65.2%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると増加しており、平成24年から平成29年にかけて31人増加しています。

図表12 年齢別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	総数
1級	0	5	20	20	45
2級	4	18	64	40	126
3級	2	11	5	4	22
手帳所持者合計	6	34	89	64	193

資料：福祉課（平成29年3月末現在）

図表13 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	0	0	1	2	3	6
18～64歳	114	114	118	105	118	123
65歳以上	48	51	56	71	67	64
手帳所持者合計	162	165	175	178	188	193

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表14 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	23	24	31	35	45	45
2級	120	120	127	129	128	126
3級	19	21	17	14	15	22
手帳所持者合計	162	165	175	178	188	193

資料：福祉課（各年3月末現在）

(5) 難病患者の状況

平成29年3月末現在、難病患者のうち特定疾患医療給付者数は116人です。特に潰瘍性大腸炎が24人、パーキンソン病が17人と多くなっています。

図表15 特定疾患医療費給付承認状況

難病の告示番号	指定難病名	平成27年	平成28年	平成29年	単位：人
2	筋萎縮性側索硬化症	0	0	1	
5	進行性核上性麻痺	1	1	0	
6	パーキンソン病	22	22	17	
7	大脑皮質基底核変性症	1	0	0	
11	重症筋無力症	4	4	2	
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	3	4	6	
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	1	1	
17	多系統萎縮症	2	0	1	
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	3	2	2	
22	もやもや病	3	3	3	
35	天疱瘡	3	3	2	
40	高安動脈炎	1	0	0	
42	結節性多発動脈炎	2	2	2	
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	1	1	
47	バージャー病	5	5	3	
49	全身性エリテマトーデス	9	8	9	
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	4	4	4	
51	全身性強皮症	5	5	5	
54	成人スチル病	0	1	1	
56	ベーチエット病	6	6	6	
57	特発性拡張型心筋症	5	5	5	
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	1	1	
63	特発性血小板減少性紫斑病	3	2	2	
66	IgA腎症	0	1	0	
67	多発性囊胞腎	0	0	1	
68	黄色靭帯骨化症	0	1	1	
69	後縦靭帯骨化症	5	5	4	
71	特発性大腿骨頭壊死症	1	1	1	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1	1	
78	下垂体前葉機能低下症	0	1	2	



84	サルコイドーシス	0	0	1
93	原発性胆汁性胆管炎	1	2	1
95	自己免疫性肝炎	0	2	0
96	クローン病	4	4	4
97	潰瘍性大腸炎	21	20	24
222	一次性ネフローゼ症候群	0	1	1
224	紫斑病性腎炎	0	0	1
	合 計	116	119	116

資料：保健介護課（各年3月末現在）

3 公的サービスの提供状況

（1）障がい福祉サービスなどの実績

※第5章「障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策」に第4期計画期間中の実績値を掲載しています。

（2）地域生活支援事業の実績

※第5章「地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策」に第4期計画期間中の実績値を掲載しています。

（3）医療費助成の状況

自立支援医療（更生・育成・精神通院）や障害者医療（町）及び精神障害者医療（町）などの各種医療費助成制度を実施しています。

障害者医療費（町）の助成

身体障害者手帳1～3級、知的障がい者（児）で知能指数50以下の方などに対し、医療にかかる経済的負担を軽減するため、保険医療の一部負担金などを助成しています。

その受給者数は、平成28年度は191人で、助成件数は4,061件です。受給者数は概ね減少基調にありますが、助成額合計は平成26年度以後横ばいとなっています。

図表16 重度障害者（児）医療費の助成（実績）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数（人）	219	212	203	197	191
助成件数（件）	4,469	4,348	4,153	4,079	4,061
助成額合計（円）	33,847,000	34,266,000	29,936,000	30,789,000	29,430,000
一人当たりの助成額（円）	154,553	161,632	147,468	156,289	154,080
一件当たりの助成額（円）	7,574	7,881	7,208	7,548	7,247

資料：住民課

(4) 各種相談事業などの状況

障がい者及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する各種相談事業を行っています。

図表19 各種相談支援事業の状況

相談の種類	開催の状況
相談支援センター	障がい者などの相談に対応
障がい者巡回相談	月1回（第2火曜日）に南知多町役場において開催
成年後見巡回相談	月1回（第4木曜日）に南知多町役場において開催
心配ごと相談	月2回、一般の方を対象に開催 開催場所は、町内の公民館などを順番に移動

4 障がい者の雇用・就業の状況

（1）雇用の状況

平成29年3月末現在、南知多町における職員の障がい者雇用人数は身体障がい者5人です。算定基礎労働者数に対する雇用率は1.94%であり、障がい者法定雇用率の2.3%（官公庁）を下回っています。

図表20 町職員の障がい者雇用状況

算定労働者数 (人)	障がい者雇用人数 (人)			雇用率 (%)
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	
平成24年	177	3	0	1.69
平成25年	178	3	0	1.69
平成26年	182	4	0	2.20
平成27年	186	4	0	2.15
平成28年	261.5	5	0	1.91
平成29年	257.5	5	0	1.94

※28年より、臨時職員、再任用などを含めた集計に変更

資料：総務課（各年12月末現在）

（2）職業紹介の状況

平成28年度の障がい者新規求職申込件数は、身体障がい者が189件、知的障がい者が101件、精神障がい者が206件となっています。このうち就職件数は、身体障がい者が87件、知的障がい者が45件、精神障がい者が89件となっています。

図表21 障がい者の紹介状況（半田管内）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
新規求職申込件数（件）	189	101	206
就職件数（件）	87	45	89
有効求職者数（人）	327	143	311

資料：ハローワーク半田平成28年度業務年報

5 障がい児の就学などの状況

(1) 保育所の状況

平成29年4月1日現在、南知多町の公立保育所・私立保育園に378人が通園しており、うち障がい児などは6人となっています。なお、6人のうち手帳を所持している障がい児は3人です。

障がい児担当保育士6人を加配して、障がい児の加配保育を行っています。

図表22 保育所の状況

	3歳未満	3歳	4歳以上	計
在籍児数	71	93	214	378
在籍障がい児数	0	1(1)	5(2)	6(3)
加配保育士数	0	1	5	6

()は手帳所持児数

資料：福祉課（平成29年4月1日現在）

(2) 小・中学校の特別支援学級の状況

平成29年5月1日現在、南知多町には公立小学校が6校、公立中学校が5校あります。

公立小学校は、6校すべてに特別支援学級*が設置されており、児童数は26人となっています。公立中学校は、5校すべてに特別支援学級が設置されており、生徒数は8人となっています。

図表23 特別支援学級の状況

	学校数(校)	設置校数(校)	学級数(級)	児童数・生徒数(人)
小学校	6	6	12	26
中学校	5	5	7	8
計	11	11	19	34

資料：学校教育課（平成29年5月1日現在）

（3）特別支援学校の状況

南知多町には、特別支援学校※が設置されていないため、他自治体にある特別支援学校に11人が通学しています。

図表24 特別支援学校在籍状況

学校名	小学部	中学部	高等部	計
県立半田特別支援学校	0	1	7	8
県立ひいらぎ特別支援学校	0	0	1	1
県立春日井高等特別支援学校	0	0	2	2
計	0	1	10	11

資料：愛知県調べ（平成29年5月1日現在）

6 人的資源などの状況

(1) 生活環境などについての各種相談事業の状況

障がい者及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する各種相談事業を、各種相談員を配置して行っています。

図表25 相談員の設置状況

職 種	人員 (人)
民生委員・児童委員	51
身体障害者相談員	1
知的障害者相談員	1
相談支援センター(身体・知的)	3
相談支援センター(精神)	4

資料：福祉課（平成29年11月現在）

(2) ボランティア団体などの状況

平成29年11月末現在、南知多町社会福祉協議会にボランティア団体として登録している団体は35団体、登録人員は704人です。これまでの推移をみると、団体数は平成24年以降増加傾向にあります。また、登録人数についても増減はあるものの、以前に比べて増加しています。

図表26 ボランティア団体などの状況

	団 体		個人 (人)	計 (人)
	団体数 (団体)	人数(人)		
平成24年度	25	612	0	612
平成25年度	25	561	0	561
平成26年度	29	624	3	627
平成27年度	30	637	0	637
平成28年度	36	733	0	733
平成29年度	35	704	0	704

資料：南知多町社会福祉協議会（平成24年度～平成28年度は3月末現在、平成29年度は11月末現在）

7 アンケート調査と結果

（1）アンケート調査

① 調査の目的

南知多町では、より良い障がい者福祉を目指すべく、町民の福祉サービスの利用実態や福祉に対する意識、意向などを把握し、計画や施策推進に役立てるため、「福祉に関するアンケート」を実施しました。

② 調査の設計

調査対象者と調査内容は、以下のとおりです。

図表27 調査対象者と調査件数

調査票「福祉に関するアンケート」	
調査対象者	平成29年7月1日現在、南知多町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び自立支援医療受給者などとしました。
調査件数	1,257件

③ 調査時期と調査方法

福祉に関するアンケートは、平成29年9月14日～10月6日にかけて実施しました。また、配布・回収については郵送調査法を採りました。

④ 調査票の配布・回収状況

調査による配布・回収状況は、以下のとおりです。

図表28 調査票の配布・回収状況

調査票区分	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート	1,257人	571人	45.4%

(2) 調査結果のまとめ

分析1 家族の介助負担が軽減できる施策などの充実

障がい者の介助は、主に「父母・祖父母・兄弟」(29.8%)「配偶者」(32.5%)「子どもまたはその配偶者」(27.5%)など、家族や親せきが行い、「ホームヘルパー」や施設の職員」や「その他の人(ボランティアなど)」という回答はわずかです。主な介助者の年齢は70歳以上が33.2%を占め、60歳代が33.6%と介助者の高齢化がうかがえます。

また、悩みなどを相談している相手は、「家族や親せき」(66.7%)と回答していることからも、親族などの血縁者が身近な支援者である様子がうかがえます。

以上のことから、家族の介助負担を軽減できる施策や相談支援体制の強化を検討するとともに、グループホームなどの施設整備など「親亡き後」への準備を支援する取組を進める必要があります。

分析2 未成年者への支援体制の整備

通園(所)・通学などで困っていることでは、「送迎など家族の負担」「長期の休み中に過ごす場所がない」(各33.3%)、「友達ができにくい」(26.7%)、「通園(所)・通学が不便」(20.0%)が上位に挙がり、通学の利便性や設備に関する事、長期休暇中の居場所などに関する困っている様子がうかがえます。

以上のことから、未成年者へは福祉・保育・教育・介護が連携した総合的な支援が求められます。そのためにも、相談支援専門員が中心となり、地域住民・民生児童委員などの人的資源、NPO・社会福祉法人・社会福祉協議会などの組織、行政などとのネットワークの構築に取り組む必要があります。

分析3 障がい者が働きやすい雇用環境づくり

就労状況をみると、約3割弱が何らかの形で就労していると回答していますが、正規の社員（職員）として働いているのはその半数となっている状況です。

障がいなどのある方が働くために大切だと思うことでは「職場の障がい者理解」（27.1%）、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（23.6%）、「通勤場所におけるバリアフリー※などの配慮」（12.8%）など、職場の理解や配慮があること、「交通手段の確保」（26.9%）、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」（17.9%）など、障がいに合った仕事があること、また「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」（10.6%）、「仕事についての職場外での相談対応、支援」（10.1%）など、相談支援の場の充実が求められています。

以上のことから、障がい者一人ひとりに適した勤務形態・内容に配慮のある働きやすい環境、そして収入面でも生活の一端を支えることができるような、就労環境づくりを企業へ働きかけるとともに、就労支援及び就労継続支援の充実などが求められています。

分析4 地域で生活するための支援

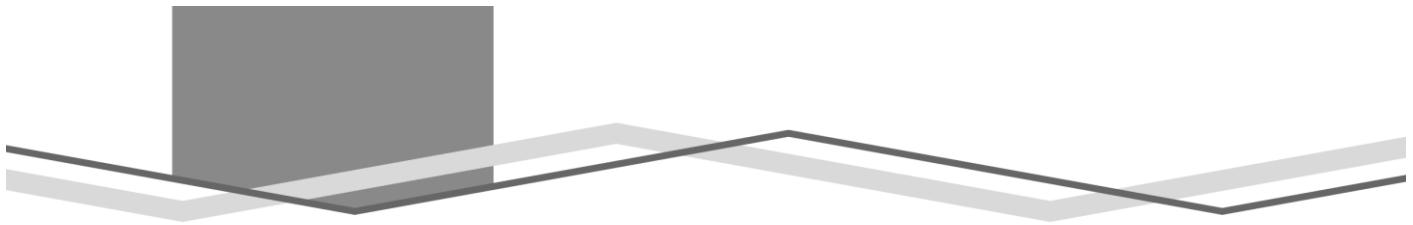
地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」（49.0%）が最も多く、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」（33.3%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（33.1%）となっています。

以上のことから、障がいのある方が地域で生活していくためには、ライフステージ※に応じた切れ目のない支援体制を構築し、状況に応じて医療機関（医療従事者）との連携や介護保険制度（介護支援専門員）との連携も重要となります。

分析5 権利擁護に関する法律や制度などの周知徹底

権利擁護のための制度・法律などにおいて、「名前も内容も知っている」と回答した人は、「成年後見制度※」が22.6%、「障害者虐待防止法※」が16.1%、「障害者差別解消法※」が15.1%、「共生社会※」が12.8%となっており、いずれも3割に満たない状況です。

以上のことから、障がいのある方の意思決定の重要性を認識した上で、相談支援事業や成年後見制度などの支援制度を周知し、差別などにより不利益を被ったり、判断能力が十分でない人が被害に遭わないよう取り組む必要があります。また、相談支援については内容次第で他の関係機関にも及ぶため、自立支援協議会を活用し、事例から必要な支援策を講じることや関係機関同士の横の連携なども求められます。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人がライフステージの全ての段階において自立した生活ができ、地域社会活動などに参加できる環境づくりを目指すものです。また、「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン*」の理念にたち、障がいのあるなしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会の実現を目指します。

そのためには、障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活を営み、自身の個性や能力を活かしながら社会に参加し、喜びを感じて生活できるように必要な支援策を講じていくことが重要です。また、建物、移動、情報、交流、理解など、ハード面とソフト面についてのバリアフリーを進め、誰もが住みやすいまちづくりをすすめる必要があります。

そこで、本計画では前期計画の基本理念、基本目標を継承し、すべての町民が福祉の担い手であり受け手であるという認識のもと、助け合いながら生きる地域社会の実現を目指し、基本理念を以下のように定めます。

図表29 基本理念

**地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現**

2 計画の基本目標

「地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちの実現」に向けて、現状の課題などを踏まえ、今後の制度改革に關わる動向に注視しながら、次の4つを基本方針として、施策の展開を図っていきます。

基本目標1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

障がいや障がい者に関する理解の促進や、ボランティア活動や福祉教育の充実などにより、障がいのある人もない人もだれもが、ともに生き、心かよいあう地域社会づくりを進めます。

基本目標2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

介護などの福祉サービスや保健・医療サービスの充実、生活安定のための施策の充実を図り、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。また、相談体制や情報収集・提供の充実を進めます。

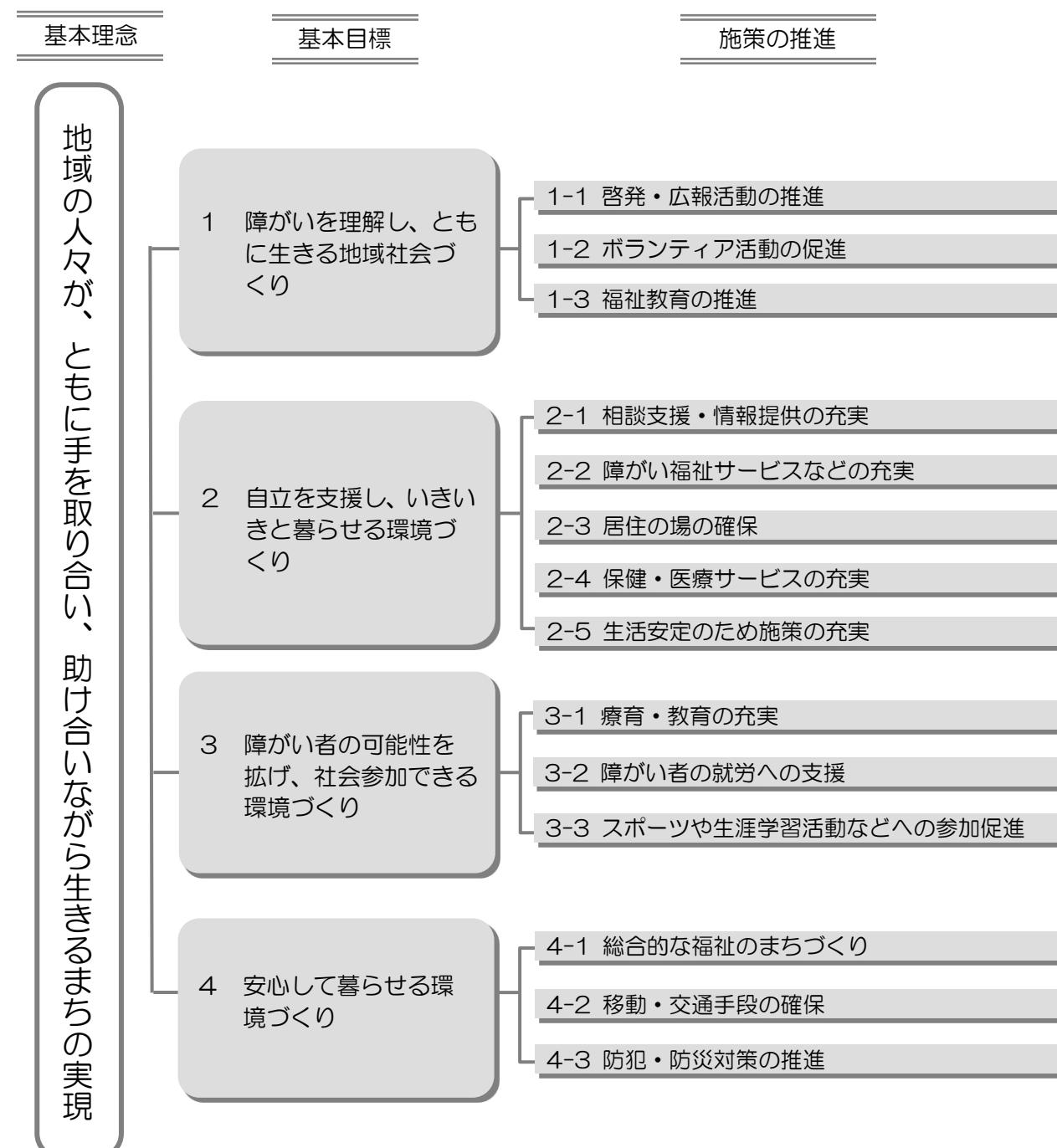
基本目標3 障がい者の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくり

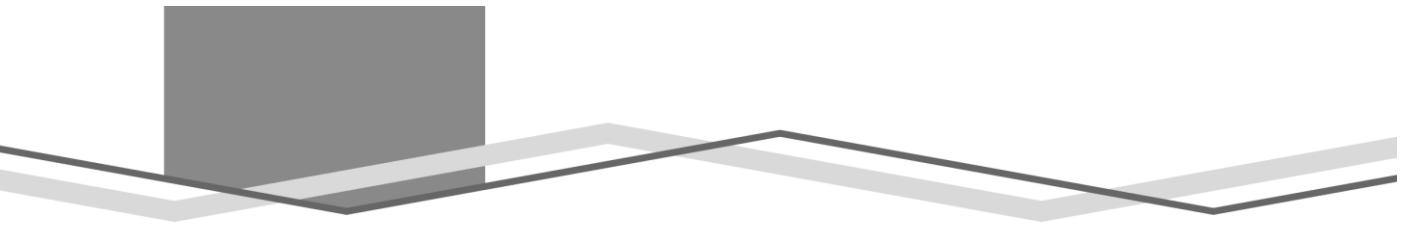
就労や学習への支援の充実、スポーツ・文化などについての施策を充実することにより、障がい者の自立や自己実現の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくりを進めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

総合的な福祉のまちづくりや移動・交通手段の確保、防犯・防災対策の充実などにより、障がい者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3 計画の施策体系





第4章 障がい者計画の施策展開



第4章 障がい者計画の施策展開

基本目標1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

基本施策1－1 啓発・広報活動の推進

共生社会の実現を図るために、その理念の普及を図るとともに、障がい及び障がいのある人に関する住民の理解を促進し、併せて、障がいのある人への配慮などについて住民の協力を得るため、幅広い住民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することが重要なっています。

（1）多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発

＜現状＞

- 「南知多のふくし」（南知多町社会福祉協議会が年4回発行）や南知多町社会福祉協議会のホームページなどを通じて、ボランティア団体の紹介やボランティア活動などの広報・啓発を行っています。
- 「広報みなみちた」に障害者手当等と障害者巡回相談の案内を毎月1回掲載しています。併せてホームページにも掲載を行っています。
- 南知多町社会福祉協議会では、福祉啓発ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を毎年改定し、町内全小中学校の福祉実践教室対象児童生徒に配布するなどにより、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解促進を図っています。
- 平成28年には地域支援者である南知多町民生委員児童委員を対象に「障害者差別解消法」の研修を実施しました。

＜施策の方向＞

障がいや障がい者に対する正しい認識と理解の促進を図るために、引き続き広報やホームページなどを通じて地域への浸透を目指します。

（2）各種イベントを通じた交流促進や意識啓発

＜現状＞

- 社会福祉法人南知多すいせん福祉会の「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」を通じて、障がい者と地域住民の交流を図っています。
- 南知多町社会福祉協議会では、南知多町産業まつりにボランティアブースを出展し、登録ボランティア間の協力、交流を行い、併せて東北、九州の被災地復興支援バザーを開催し、福祉に関する啓発も行っています。
- 知多南部地域自立支援協議会※南知多町部会の主催で「みみたっ子ひろば in 南知

多」を開催しています。これは、特別支援学校や特別支援学級に通う学齢期（小学生～中学生）の子どもたちや、子どもたちの兄弟が、夏休みの一日を楽しく過ごしながら、障がいのある子どもの保護者同士、保護者やボランティア、福祉関係事業者、学校教員など関係者の相互交流を図っていこうという事業で、今後も引き続き開催いたします。

＜施策の方向＞

「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」や南知多町産業まつりにおけるブース出展といった各種イベントを当事者の参加を促しながら開催します。

障がい者と地域住民が交流できる機会を多く作り、障がいに対する意識啓発を継続し、障がい者を地域で支えていく意識作りの推進を継続して行います。

「みみたっ子ひろば in 南知多」の開催を通じて、障がい者やその家族と地域住民の方々など多様な人たちが相互交流できるような機会づくりと、障がい者に対する意識啓発に努めます。

（3）「障害者週間」の周知・活用

＜現状＞

- 「広報みなみちた」やホームページを通じて、「障害者週間」（毎年12月3日から12月9日までの1週間）を周知しています。

＜施策の方向＞

住民に対して障がいや障がい者に関する情報を広く啓発する機会として「障害者週間」を捉え、県や障がい者団体などが行う啓発活動に協力し、「障害者週間」の周知とそれを活用した広報・啓発に努めます。

基本施策1－2 ボランティア活動の促進

南知多町社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成研修を実施し、ボランティアの育成と発掘及び障がい者自らが参加する機会の充実を図ります。また、ボランティア活動に対する情報提供の充実や、活動が行いやすい環境を整え、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動を促進します。

(1) ボランティアの育成

〈現状〉

- 南知多町社会福祉協議会における各種ボランティア養成講座などの開催を通じて、傾聴ボランティアや手話ボランティアなどの養成に努めています。しかしながら、各種講座の参加人数が少ない状況です。
- 「南知多町地域防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開催し、災害時の人材育成、住民の防災、減災意識の向上に努めています。

〈施策の方向〉

ボランティア養成講座などの開催を継続し、ボランティア、地域の担い手の育成を推進します。また、ボランティア連絡会、学習会の開催を継続し、団体間の情報共有、連携の向上を図ります。更にボランティアセンター機能の充実を継続し、ボランティア活動の円滑化を推進します。

また、「南知多町地域防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開催し、災害時の人材育成、住民の防災、減災意識の向上に努めます。

(2) ボランティア活動への支援

〈現状〉

- 福祉関連団体やボランティア団体の活動を支援するため、南知多町社会福祉協議会では、1団体あたり3万円を上限として活動助成をしています。
- 南知多町社会福祉協議会では、ボランティア団体などの新たな設立に向けた支援も行っています。

〈施策の方向〉

障がい者福祉に関わるボランティアの活動などの活性化を図るため、効率的な活動助成の継続を通じて、ボランティア団体などの活動支援を継続して行います。

関係機関との連携を継続し、新しいニーズに対応できるボランティアの発掘、育成を図ります。

傾聴ボランティア団体を含め、各団体の活性化を支援します。

基本施策 1－3 福祉教育の推進

障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に対する市民の正しい理解を促進するため、住民に対する啓発活動や交流機会の充実を図る必要があります。

また、幼少期から正しい理解と認識を身につけるために、学校教育における福祉教育を充実し、児童、生徒同士の交流教育などを進めることで、障がい者に対する理解を育んでいく必要があります。

また近年、福祉ニーズは多様化しており、行政の手が届きにくい福祉ニーズについては、地域住民相互の助け合いやボランティア活動を活性化することで、必要なサービスを提供できるしくみづくりが求められています。

（1）交流教育の推進

＜現状＞

- 小学校6校中5校、中学校の5校全校において特別支援学級を設置しており、こうした特別支援学級設置校では、行事や総合的な学習の時間などにおいて特別支援学級在籍の児童生徒が通常学級の学習に参加し、交流する機会を計画的に設けています。
- 知多管内においては特別支援学校への就学者の増加を受け、町立学校における特別支援教育※の体制拡充、特別支援教育に関する教職員の知識習得が喫緊の課題となっています。

＜施策の方向＞

交流教育の推進などにより、障がいに対する児童生徒や保護者、教師の相互理解を促進します。

(2) 福祉講座、講演会の開催

〈現状〉

- 南知多町社会福祉協議会では、各種ボランティア養成講座などの開催や南知多町ボランティアグループ学習会などの開催を通じて障がいや障がい者に対する相互理解を図っています。
- 知多南部地域自立支援協議会主催の「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の研修を毎年度実施しています。

〈施策の方向〉

福祉講座や講演会などの開催による障がい者と健常者や福祉関連団体同士の相互理解の促進を図るとともに、福祉の心やボランティアの育成を積極的に行います。

(3) 福祉教育の充実

〈現状〉

- 全小中学校において、福祉実践教室の実施や夏期休業中における福祉施設の体験活動により、子どもの発達段階における福祉教育を推進しています。
- 発達障がいや精神障がいに対する理解を深めるためのプログラムを導入したり、小中学校教諭、指導主事を通じて、学校、教育委員会、社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会との連携を密にし、福祉実践教室の充実が図られています
- 福祉啓発ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を毎年度、改訂版を発行し、福祉実践教室など福祉教育のテキストとして活用しています。
- 障がい及び障がい者の理解を深める障がい理解啓発映像（DVD）を知多南部地域自立支援協議会と3町（南知多町、美浜町、武豊町）社会福祉協議会、当事者団体などで作成しました。

〈施策の方向〉

引き続き南知多町社会福祉協議会と小中学校など関係組織同士の連携を密にすることによって、福祉実践教室の充実を図ります。

また、福祉実践教室への保護者の参加を手始めにして、福祉実践教室の地域社会への展開を図ったり、福祉啓発ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」の配布を拡大したりするなどにより、地域社会の中で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めることができるような場や機会の提供に努めます。

知多南部自立支援協議会啓発部会による障がい理解啓発映像（DVD）を活用した地域への障がい理解、啓発を推進します。

基本目標2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

基本施策2－1 相談支援・情報提供の充実

障がいのある人が安心して生活していくためには、本人やその家族だけで悩まないよう、気軽に相談できる体制づくりが必要です。安心した日常生活を送れるよう、一人ひとりの人权を尊重し、問題解決に向けた支援を行う必要があります。

また、権利擁護のための制度・法律などに関して、アンケート結果では周知があまり進んでいないことが分かるため、関係機関と連携しながら虐待防止及び障害者差別解消、成年後見制度の啓発に努め、虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図ります。

（1）相談支援体制の充実

＜現状＞

- 障がい者やその家族などに対して、専門的できめ細かな相談に応じるため、美浜町、武豊町と共同し、知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）に委託することによって、相談支援事業を実施しています。
- 町内での相談支援の機会を提供するため、町役場において、知多南部相談支援センターによる月1回の巡回相談を行っています。また、個別相談にも隨時対応しています。

＜施策の方向＞

障がいの種別を問わず総合的に相談ができるよう知多南部相談支援センターを拠点として、3障がいに対応できる相談支援体制の充実に努めます。

また、町における相談対応や窓口での情報提供の充実に努めながら、知多南部相談支援センターや南知多町社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会などと連携し、利用者にとって分かりやすく、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

さらに、障がい者などの自立支援の観点から、入所などから地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障がい者などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等*の充実に努めます。

今後、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*の設置について検討をしていきます。

(2) 情報提供の充実

〈現状〉

- 「広報みなみちた」や町のホームページのほか精神障害者地域生活ガイドブック「この町で生きる」を発行することによって、障がいのある方の必要としている情報の提供に努めています。
- 「南知多のふくし」(南知多町社会福祉協議会発行)や南知多町社会福祉協議会のホームページ、南知多町社会福祉協議会の事務所入り口付近のチラシ・リーフレットコーナーを通じて、福祉サービスの概要の紹介を行っています。

〈施策の方向〉

引き続き、多様な方法によって情報提供の充実に努めます。

また、こうした福祉情報については大活字の使用や、音訳、音声・点字機器による変換が可能な対応にするなど、各障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

さらに今後は、ヘルプカード※を導入し地域への障がいに対する理解促進を図っていきます。

(3) 差別の解消・虐待防止及び権利擁護の推進

〈現状〉

- 知多南部地域自立支援協議会主催の「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の研修を毎年度実施しています。
- 障害者差別解消法の啓発は、広報「みなみちた」及びケーブルテレビにて行いました。
- 認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人たちの権利を擁護するため、知多地域5市5町共同で成年後見制度に関する相談や本人に代わって申し立てを行う支援を知多地域成年後見センター※に委託しています。また、役場において月1回巡回相談を実施しています。
- 平成27年度より南知多町社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を県から受託し、住民の権利擁護に努めています。

〈施策の方向〉

アンケート結果によると、権利擁護のための制度・法律の認知度が低い結果となっていることから広報やホームページ及びケーブルテレビなどを通じて広報・啓発に努めています。

虐待防止については、関係機関との連携強化し、虐待の未然防止と早期発見への働きかけを行います。また、通報などあった場合は、迅速に対応できる支援体制構築を充実します。

引き続き、権利擁護については、知多地域成年後見センターと連携し成年後見制

度の周知に努めています。

毎年開催される成年後見フォーラムや、成年後見サポーター養成講座の啓発を積極的に行います。

基本施策2－2 障がい福祉サービスなどの充実

障がいのある人が自分の住む場所を自分で選び、必要なサービスを利用し、地域で自立し安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの充実に努めます。

定期的に「障がい福祉計画」を見直し、利用者一人ひとりのニーズの把握に努め、障がい福祉サービスなどの充実と提供体制の基盤づくりに努めます。

※第5章「障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策」に掲載しています。

基本施策2－3 居住の場の確保

地域で自立して生活したいという障がい者のニーズに対応し、入所施設や病院からの地域移行を進めるためには、地域に障がい者の生活の場を確保することが重要であり、その基盤となる住宅の確保・充実が重要です。

また、障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ることが重要です。

（1）居住系サービスの充実

※第5章「居住系サービス」に掲載しています。

（2）町営住宅の充実

＜現状＞

- 現在、町営住宅は19戸設置されていますが、このうち内海地区にある城下住宅（13戸）以外は、かなり老朽化が進んでいます。
- 城下住宅についても、屋内の段差は少ない構造になっていますが、バリアフリー構造にはなっていないのが実情です。
- 新たな町営住宅の整備は行っていないため、バリアフリー改修が進んでいない状況です。

＜施策の方向＞

障がい者の在宅生活を支援するため、新設や建て替え時には、バリアフリー構造の町営住宅を整備します。

（3）住宅改修への支援

＜現状＞

●手すりの取付けや床の段差解消などの住宅改修費を給付する事業（改修費の9割相当額、上限20万円を給付）を地域生活支援事業として実施しています。しかしながら、利用者が少なく制度の啓発が必要です。

＜施策の方向＞

障がい者の居住環境を改善するため、地域生活支援事業として実施している住宅改修費を給付する事業の利用促進に努めます。

基本施策2－4 保健・医療サービスの充実

身体障がい者の障がいの原因として脳血管疾患などの後天的な疾患に起因するものがあることから、疾病を未然に防ぐための健康づくりの推進や健康診査などの早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。また、妊娠・出産については、母子保健事業により低出生体重児及び疾病などの発生の予防を図ることが重要です。

また、社会経済情勢の変化やストレスなどによって、こころの問題を抱えている人が増加しており、「こころの健康づくり」への対応も求められています。

（1）障がいの早期発見・早期治療

＜現状＞

- 妊産婦健診の実施を通じて、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症などの予防に努めています。
- 母子手帳発行時のアンケート実施及び妊婦健診によりハイリスク者の早期把握と対象者のフォローを行っています。
- 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し発達障がいなどの早期発見に努め、関係機関の連携により適切な指導、療育の援助を行っています。
- 各乳幼児健診で早期に支援事業の紹介をし、ひよこの会やうさぎの会・相談事業などの相談機会の充実を図り、早期発見・治療に努めています。

＜施策の方向＞

妊産婦健診や乳幼児を対象とした健診の充実、すくすく相談やこども発達相談、支援が必要と判断された乳幼児への訪問相談の充実を図ることにより、疾病・障がいの早期発見・早期治療につなげます。

また、保育所・子育て支援センター・学校で、保育士・保健師などの連携により、軽度発達障がいなどの発見体制の強化と、発見後の支援に努めます。

（2）障がいの原因となる疾病の予防

＜現状＞

- 脳血管疾患、心疾患、糖尿病など、障がいの原因となる生活習慣病※などを予防するため、16歳から39歳までを対象としたヤング健診及び40歳から74歳までの町国民健康保険加入者を対象とした特定健診※、75歳以上を対象とした後期高齢者医療の健診を実施し、病気の早期発見・早期治療に努めています。
- 健診後は健康相談や結果説明を行っています。健診の結果により保健指導を実施し、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に努めています。また、必要な方には、医療機関への受診勧奨を行っています。さらに、一般住民や企業、老人クラブ会員などを対象に健康教育（一般健康教育、病態別健康教育、高齢者健康教育）を実施して、健康管理の意識啓発に努めています。

＜施策の方向＞

脳血管疾患、心疾患、糖尿病など、障がいの原因となる生活習慣病などを予防するため、健康教育や健康相談、健康診査の充実と受診の促進を図ります。

また、若い時期から自ら健康管理を行うことの重要性についての意識啓発に努めます。

（3）心の健康づくりの推進

＜現状＞

- 家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者などの心の健康づくりの一環として、高齢者のための居場所づくり（サロン）の立ち上げを目指したボランティア養成講座の開催を通じて、現在計17カ所でサロン活動が行われています。
- 美浜町にある地域活動支援センター※を拠点に月1回のほっとスペース（精神障がい者の土曜日の居場所づくり）を開設しています。また、ワーカルームかもめにおいて休日のフリースペース事業を実施しています。
- 街頭啓発キャンペーンや各地区の老人クラブ、小中学校などでの健康教育、産業まつりの場で自殺予防の啓発に努めています。また、県の自殺未遂者支援地域連携づくり推進事業との連携による「つなぐシート」の活用推進に努めています。

- 高齢者の体力向上や通いの場として、身近な地域で各自の体力に合わせ、自分たちで行う百歳体操^{*}グループの立ち上げ支援を行っています。

＜施策の方向＞

家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者などの心の健康づくりの一環として高齢者サロンの立ち上げを支援します。

身近な人のこころの不調に気付くことができるよう、学校や地域と連携して精神保健に関する知識の普及や相談体制の整備など、心の健康づくりについての支援策の充実に努めます。

高齢者サロンとあわせて身近な地域で顔の見える居場所づくりを支援します。

基本施策2－5 生活安定のための施策の充実

障がいのある人が地域生活をしていくために、各種所得保障制度による経済的安定が重要な役割を果たしています。障がいのある人への手当などの適正な支給を推進していく必要があります。

（1）経済的自立支援の充実

＜現状＞

- 障がい者の経済的安定を支援するため、年金制度や各種手当、割引制度などを実施しています。また、障がい者が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費を助成しています。
- 障がい者やその家族などの生活を支えるために必要な障害者手当や年金、医療費の助成などの支援制度に関する情報は、「広報みなみちた」や町のホームページ、南知多町社会福祉協議会のホームページで周知に努めています。

＜施策の方向＞

障害者手帳交付時や町広報などを通じて、障がい者の経済的安定を支援するため、年金制度や各種手当、割引制度などの周知に努めます。

基本目標3 障がい者の可能性を拡げ、社会参加できる環境づくり

基本施策3－1 療育・教育の充実

障がい児に対する早期からの教育、療育は、障がい児の持っている可能性を引き出し、成長発達を促すうえで大変重要です。

障がいのある乳幼児、児童、生徒の教育を更に充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関などが十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

（1）療育体制の充実

＜現状＞

- 保健センターでの健診などで気になるお子さんとその保護者に対して、子ども理解につなげることをねらいとして、2歳はうさぎの会、1歳はひよこの会を、各月3回開催しています。
- 保護者と一緒に子ども理解と関りについて学ぶ場として、療育施設どんぐり園を立ち上げ、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の先生との話し合いを設け、それぞれの保護者に子どもへの対応と理解につなげています。
- 各保育所より保育士も交代で補助に参加し、支援センターと保育所で子ども理解ができる体制を作っている。また、臨床心理士訪問を各年2回に増やし、子育ての不安を軽減できるように相談の場を設けるなど、子どもの成長を感じながら助言指導が受けられるようにしている。また、臨床心理士訪問を各年2回に増やし、子育ての不安を軽減できるよう相談支援体制の充実に努めています。
- あいち小児保健医療総合センターが主催する保育リーダー研修へ保育士を参加させたり、「地域障害者生活支援センターらいふ」からの専門家の派遣による支援や指導を受けたりするなどによって、障がい児保育・療育体制の充実に努めています。

＜施策の方向＞

障がい児が必要な療育を適切に受けることができるよう、知多児童・障害者相談センターや知多地域障害者生活支援センターらいふ、特別支援学校、あいち小児保健医療総合センターなどの医療機関などの専門機関との連携を強化しながら、子育て支援センターを活動の拠点とする療育グループ（「うさぎの会」や「ひよこの会」）を支援するとともに、親子通園事業としての「どんぐり園」の充実を図ることによって、療育体制の充実に努めます。

(2) 教育相談・支援体制の充実

〈現状〉

- 小中学校連携型のスクールカウンセラーの配置により、学校を越えた相談体制の充実に努めています。
- 町特別支援教育研究部会（学期に1回開催）において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動が展開されるよう学習形態や支援方法の研究を進めています。
- 知多南部自立支援協議会において作成された個別の支援計画「みみたのサポートファイル」を活用し、乳幼児検診から保護者に周知する体制づくりに努めています。

〈施策の方向〉

障がい児や保護者の悩みや不安を解消するため、小中学校と関連機関との連携を強化し、教育相談体制や進路指導の充実に努めるとともに、指導担当者には、専門的な知識と経験が求められることから、その力量の向上に努めます。

また、校内教育支援委員会と特別支援教育校内委員会の目的、位置づけを明確にし、引き続き相互の連携を図りながら適正就学に向けた環境づくりに努めます。

さらに、引き続き、保護者との協議による個別の教育支援計画の作成の対象を拡大し、就労までを見通した支援体制の確立を図ります。

(3) 校内の教育環境の整備状況

〈現状〉

- 障がいのある児童生徒が、安心かつ快適な学校生活が送れるよう、障がいのある児童生徒の入学に合わせて、トイレや手すり、スロープなど校内のバリアフリー化を逐次進めています。
- 学校は、災害時の避難場所にも指定されており、障がいのある児童生徒のみならず、障がい者や高齢者など多様な人が利用することが想定されることから、こうした観点も加味しながら、今後とも学校施設のバリアフリー化を進めていく必要があります。

〈施策の方向〉

在籍する児童生徒への配慮のみならず、来校者や災害時の避難施設としての機能を考慮したバリアフリー化を図ります。

(4) 特別支援学級担当教員の研修の充実

〈現状〉

- 特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーター※などを対象とした、特別支援教育推進に関する研修により、校内の推進役の力量向上が図られています。
- 特別支援学校のセンター的機能を生かした巡回相談も活用し、個々の実態に応じた適切な対応・支援体制の確立に努めています。
- 特別支援教育アドバイザー※を講師とした現職教育や町内の研修会を開催し、経験が少ない教員の力量向上に努めています。

〈施策の方向〉

特別支援学級において適切な指導が行えるよう、教職員に対し、障がいや障がい児の知識や経験を深めるための定期的な研修会・講習会への参加を促進します。このため、特別支援学校を始めとした専門機関との連携強化に努めます。

また、特別支援学級の担当者だけでなく、全ての教職員が障がいや障がい児への知識や理解を深め協働する体制づくりや町特別支援教育研究会の機会を通じた学校間連携による課題解決に努めます。

基本施策3－2 障がい者の就労への支援

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労をして職業的な自立を図ることも非常に重要です。就労は、単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、障がいのある人の生活の質の向上にも寄与します。

そのため、障がいのある人の雇用の促進については、個人の意思や能力に応じた仕事が選択できるよう、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、職業相談や指導体制の充実を図るとともに、福祉事業所での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、支援体制を整備する必要があります。

(1) 雇用・就労機会の拡大促進

〈現状〉

- 事業者の障がい者雇用を促進するための取り組みとしては、事業主の方が障がい者を雇用するにあたって活用できる関係機関や制度などをガイド冊子としてまとめた「障害者の雇用のために」(愛知県発行)を町内事業者などの目に触れるよう、福祉課窓口付近のチラシ・リーフレットコーナーに配置しています。
- 障がいのある方の職業的自立を促進するための取り組みとしては、愛知県と愛知労働局、公共職業安定所の主催による「障害者就職面接会」の案内を広報し、参

加を促進しています。平成29年度においては、障がい福祉計画アンケート説明会のときに、障がい者の就職説明会を実施しました。

- この他、障がい者の雇用・就労機会の創出及び障害者施設優先調達法の推進を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務などの委託や発注に努めています。

＜施策の方向＞

障がい者の一般就労を推進するためには民間事業者などの理解が重要であることから、関係機関が作成した冊子やリーフレットなどを有効活用しながら、広報やポスター掲示、リーフレットなどの配布など、多様な機会を通じて、改正障害者雇用促進法や雇用に関わる制度などの周知に努めます。

障がい者の就労機会の拡大を図るため、引き続き愛知県などが主催する「障害者就職面接会」の案内の広報に努めるとともに、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務などの委託や発注（官公需の発注）に努めます。

（2）就労支援の推進

＜現状＞

知多南部地域自立支援協議会や愛知県知多障害保健福祉圏域会議などを通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進めています。

また、知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）などの機関との連携強化に努めています。

＜施策の方向＞

障がい者の一般就労を推進するため、障がい者の就労意向を的確に把握するとともに、障がい福祉計画に基づき、就労移行支援や就労継続支援などの就労系の障がい福祉サービスの提供に努めます。

知多南部地域自立支援協議会を通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進めるなど、関係機関とのネットワーク形成に努めるとともに、知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）などの機関との連携強化に努めます。

基本施策3－3 スポーツや生涯学習活動などへの参加促進

障がい者の生涯学習として文化活動、スポーツ、レクリエーションなどの余暇活動を充実することは、障がい者の社会参加を促進するだけでなく、障がい者の機能訓練、心と体の健康維持増進に役立ち、また障がい者の自主性の向上、自己実現の機会の確保という点からも重要です。

（1）スポーツ・レクリエーションの促進

＜現状＞

- 障がい者の方を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会などの開催については特に行っていますが、夏休み小学生水泳教室といった町主催のスポーツ教室に障がい児を臨機応変に受入するよう努めています。
- 総合体育館などの体育施設の利用については、障がい者関係団体など減免の対象としており、定期的に活用していただいております。

＜施策の方向＞

2020年に東京オリンピック、パラリンピックが開催されることから、障がい者スポーツのニーズや機運が高まることが予想されるため、障がい者団体などの要望があればスポーツ教室や大会の開催について検討していきます。

また、総合体育館などの体育施設の利用については、障がい者関係団体など減免の対象としておりさらに活用推進に努めます。

（2）生涯学習活動への参加促進

＜現状＞

- 障がい者を対象とした生涯学習講座や文化教室などの開催については特に行っていません。
- マイスタディ講座（町民が学びたいことを自分（自分たち）で企画・運営する講座）や、マイプロデュース講座（講師が教えたいことを自分で企画・運営する講座）を実施しており、この事業の活用を通じて、障がい者自身や障がい者団体などのニーズに応じた講座の開催が可能になっています。しかしながら、障がい者団体などに対してその周知が十分に行われていない状況です。

＜施策の方向＞

障がい者の生涯学習活動への参加機会を拡大するために、マイスタディ講座やマイプロデュース講座の制度を障がい者団体などへ周知し、その活用の促進に努めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

基本施策4－1 総合的な福祉のまちづくり

障がいのある人の自立した生活や積極的な社会参加を促進するため、安心して利用できる交通機関の確保や外出しやすい環境の整備など、ユニバーサルデザインの考え方を基本に計画的なまちづくりを推進します。

障がい者のコミュニケーションには、様々な社会的障壁があります。インターネットや携帯電話の普及などにより、情報化はかつてない速度で進行しています。新技術は障がい者のコミュニケーション手段として大きな可能性を持っていますが、恩恵を十分に享受できず、情報弱者として取り残される危険性もあります。

円滑に情報を受信・発信できるように、点字・音声などによる情報提供や、手話通訳者などによる支援などを行い、情報技術などを活用した障がい者の社会参加を促進します。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

〈現状〉

- 新たな道路整備や道路改良に合わせて、障がい者をはじめとするすべての人が安全・快適に通行できる歩行者空間などの整備に努めていますが、狭小な路線が多く歩道の整備についても用地確保は非常に困難な状況で、町の財政状況もあり進まないのが実情です。
- このため、こうしたハード整備と併行して、障がいのある人をさり気なく手助けするなどの心のバリアフリー化や既にバリアフリー対応になっている施設などの情報を整理するなどソフト対策も必要です。
- 南知多町の運営による「海っ子バス」(南知多町コミュニティバス)は、障がい者や高齢者に配慮して低床バス車両の導入を図りました。

〈施策の方向〉

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、「人にやさしいまちづくり整備指針」などの法律や指針に基づき、道路や官公庁施設など公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、整備の際には、障がい者、高齢者などの当事者の意見を聞きながら、利用者の目線に立った検討・事業推進に努めます。

(2) 情報のバリアフリー化の推進

〈現状〉

- 目の不自由な方のために、ボランティアの皆さんの協力を得て「声の広報」の作成を行っていましたが、利用者が減少してきたことから、実施が中断されています。
- 情報通信技術（ＩＣＴ）の発達により、障がいのある方でも様々な情報が入手しやすくなっている一方で、ＩＣＴを活用できない障がい者も少なくなく、障がいのある方の中でも情報格差が生じていることが予想されます。

〈施策の方向〉

「声の広報」に対する視覚障がい者のニーズを把握し、ニーズに応じて作成・配布の体制づくりを検討します。また、障がい者にとっても見やすい広報紙づくりの検討及び町ホームページのアクセシビリティの向上を推進します。また、地域生活支援事業の一つである意思疎通支援事業の充実とその利用促進に努めるとともに、日常生活用具の一つである視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用のパソコン周辺機器など情報意思疎通支援用具の給付制度の周知と制度の利用促進に努めます。

(3) 地域福祉の推進

〈現状〉

- 障がいのある人が地域で生活していくためには、福祉関係者だけではなく、地域住民の障がいや障がい者に対する理解や、日ごろからの支え合いの地域福祉活動が大切です。
- 障害者差別解消法の啓発をケーブルテレビ・広報を利用し周知を行いました。また、民生委員・児童委員向けに障害者差別解消法の研修を実施しました。

〈施策の方向〉

障がい者・高齢者などを中心とする地域福祉計画策定を推進し、地域住民が主体となって地域福祉の自助・共助の精神やシステムの構築などができるように努めます。また、ヘルプカードによる地域住民への障がい理解や日ごろからの支え合いの地域福祉活動を推進します。

基本施策4－2 移動・交通手段の確保

地域における自立生活及び社会参加を促進し、余暇活動などの日常生活において、障がい者や障がいのある児童が円滑に外出できるよう、移動・交通手段の確保が必要です。

（1）移動・外出支援事業などの充実

＜現状＞

- 障がいのある人の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施しています。
- 身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳の△判定所持者及び精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者に、海っ子バス・知多バスと名鉄観光海上船の半額助成券とタクシーの基本料金助成券の交付を行っています。

＜施策の方向＞

引き続き、障がいのある人の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施します。

また、引き続き、バス・船運賃助成事業やタクシー料金助成事業、通園・通学費助成事業を実施します。

「精神障害者手帳」の交付を受けている方を運賃割引対象としていない一部事業者に対し、町地域公共交通活性化再生協議会の場などを通じて割引対象となるように働きかけに努めます。

通園・通学費助成事業については、今後、助成内容の見直しを検討していきます。

基本施策4－3 防犯・防災対策の推進

障がい者は、障がいのために災害に対する備えが十分にできない状況があります。

アンケート調査の結果をみると、災害時の避難について、「できない」または「わからない」と回答した人は、51.3%となっています。このため、地域住民をはじめ様々な機関・団体が協働し、障がい者を含めた要配慮者に対する情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図り、防災ネットワークの確立に努める必要があります。

また、地域で暮らす障がい者が犯罪や事故の被害者とならないよう地域の防犯活動を推進するとともに、障がい者の状況に応じた情報提供を行うなど防犯対策への取り組みが必要です。

（1）防犯対策の推進

＜現状＞

- 各季の安全なまちづくり県民運動期間にあわせて、ケーブルテレビ放送や回覧にて情報提供を行っています。
- 各季の安全なまちづくり県民運動期間中に各地区での街頭キャンペーンを実施しています。また、毎週水曜日に関係団体と防犯パトロールを実施しています
- 一方、愛知県警察では、聴覚や言語に障がいがある方がどこからでも素早く110番通報できるように、携帯電話からホームページにアクセスして文字による通報を可能とした「Web110番通報システム」やFAXによる通報が可能な「ファックス110番」を実施しています。

＜施策の方向＞

障がい者が犯罪にあわないようにするため、南知多町安全なまちづくり推進協議会及びその構成団体を通じて、障がい者やその家族への注意喚起や被害防止の注意点などの情報提供を促進します。また、引き続き、各季の安全なまちづくり県民運動期間中に各地区でのキャンペーンを実施するなど、地域防犯活動を推進します。

また、地域での見守りや声かけなど、自主防犯団体などと連携し幅広い防犯パトロールの実施に努めます。

さらに、聴覚や言語に障がいがある方に対して、「Web110番通報システム」「ファックス110番」「Web119番通報システム」や「ファックス119番」の周知に努めます。

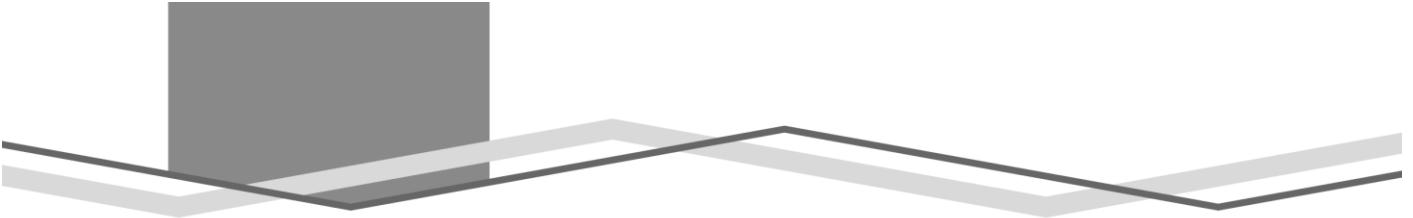
(2) 防災対策の推進

〈現状〉

- 身近な地域における共助による防災体制を確立するため、行政区単位で自主防災会の設立を促進しており、すべての行政区で自主防災組織が立ち上がっています。
- 避難所にもなっている学校施設の耐震化工事については、平成24年度で完了しましたが、学校以外で避難所に指定されている施設の耐震化が課題になっています。また、避難生活時にプライバシーを確保するための間仕切り版の確保も順次進めています。
- 障がい者などのための避難所として、民間の福祉関連事業所と福祉避難所[※]の協定を締結しています。
- 的確な要援護者の避難誘導を図るため、平成23年度には、災害時要援護者支援システム[※]を導入しました。そして、平成24年12月から災害時要援護者の登録申請の受付を始め、平成25年4月から地元区、自主防災会、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、知多南部消防組合に登録者の名簿や地図を提供し、災害時に安否確認や避難援助などの支援を地域の中で受けられる災害時要援護者を支援する取り組みを推進しています。

〈施策の方向〉

引き続き、自主防災会・県・消防署・警察署などの関連機関との連携を強化し、災害時における避難誘導、安否確認、救助活動を行うための体制づくりに努めます。障がいのある人が不自由なく避難所生活が送れるよう、避難所運用備品の整備を図ります。



第5章 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画の展開



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の展開

1 第5期障がい福祉計画の成果目標

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針を基本としつつ、これまでの実績及び地域の実状を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人の希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる、地域生活への移行を推進します。

平成30年度から32年度までの3か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅などへ移行する人の数を目標値として設定します。

【国の指針】

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本
- 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本

本町の考え方

福祉施設入所者のうち障害支援区分3以下という人は0人であり、身体状況や家庭環境などの面から判断して地域生活への移行が困難である人が大半であるものの、平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数10人のうち1人(10.0%)が地域生活に移行することを見込みます。これによって、平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末時点の施設入所者10人から1人(10.0%)減少した9人を目指します。

地域生活への移行が円滑に進むよう、関係者との連携・協力によって知多南部地域における地域生活支援拠点等の整備や地域生活の受け皿となるグループホームなどの確保に努めます。

項目		数値	備考
基準	平成28年度末時点の入所者数(A)	10人	平成28年度末時点の入所者数
目標値	目標年度入所者数(B)	9人	平成32年度末時点の利用見込
	削減見込(A-B)	1人 (10.0%)	差引減少見込み数(2%削減することを基本)

地域生活移行者数	1人 (10.0%)	施設入所からG.H(グループホーム)などへ移行した者の数(平成28年度末時点の入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本)
----------	---------------	--

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることとしています。

【国の指針】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。）
- ・長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を障害福祉計画上明確に記載する

本町の考え方

平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とし、知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）での枠組みを基本として協議の場の設置について検討していきます。

なお、精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、4人（65歳以上利用者2人、65歳未満2人）となる見込みです。

項目	備考	
保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置（検討）	本町の実情に応じ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）		
65歳以上利用者数	2人	国が提示する推計式を用いて算出
65歳未満利用者数	2人	国が提示する推計式を用いて算出

(3) 地域生活支援拠点等の整備

親元からの自立などに関する相談、グループホームなどの体験、短期入所の緊急時の利用などに対応するため、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一的な整備を推進していきます。

【国の指針】

- 平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本

本町の考え方

本町では、平成29年度から知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数の機関で担う仕組み（面的な体制）で運用を開始しています。今後は、地域の実情に応じた運用ができるように体制整備などの充実に努めています。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	設置	面的な体制整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般企業への就労を希望する障がい者が、就労継続支援等サービスを実施している福祉施設から一般就労へ円滑に移行が行えるように、就労移行支援事業等を推進するとともに、一般企業への就労が困難な障がい者に対しては、福祉施設における雇用の場を拡大する必要があります。

本町においては、福祉施設から一般就労へ移行した方は、平成28年度に1人ありました。

【国の指針】

- 平成32年度中に一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- 平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- 各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を8割以上

本町の考え方

本町では、福祉施設利用者の一般就労への移行する方について、国の基本指針を踏まえ平成32年度末までに2人を目指しました。また、就労移行支援事業の利用者については、利用者が少しずつ微増傾向にあることにより平成32年度末までに7人

を目標とします。

また、ハローワークや知多地域障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら一般就労支援に努めます。

項目		数値	備考
基準	平成 28 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 28 年度において一般就労へ移行した人数
	平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	4 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した人数
目標値	平成 32 年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度の一般就労移行者数を 5 割以上増加
	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	7 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数を 2 割以上増加
	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合	5 割	平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所数の割合を 5 割以上 (本町には、就労移行支援事業所が立地していないため計画期間中に事業所の参入があった場合)
	平成 32 年度末時点の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	8 割	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、平成32年度末までに障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの設置や主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や保育所など訪問支援を利用できる体制構築を基本としています。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置することを基本としています。

【国の指針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備
(なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
- ・平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
(なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
- ・平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置
(なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない)

本町の考え方

児童発達支援センターの設置について国の基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターを設置することを基本としていますが、発達に心配のある児童の福祉向上を図ることを目的とした親子通園事業を実施しているどんぐり園を、平成32年度末までに、児童発達支援センターへ移行することは困難な状況です。

したがって、町単独では児童発達支援センターの設置については目標としませんが、圏域での設置を検討していきます。

保育所等訪問支援の利用体制については、現在、本町には保育所等訪問支援事業所はありませんが、近隣の市町にあります事業所と連携することにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標とします。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、現在、本町には主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありませんが、平成32年度末までに、圏域で確保することを目標とします。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るために協議の場を設置することを目標とします。本町では知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）での枠組みを基本として、協議の場の設置について検討していきます。

また、平成 32 年度末までに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを検討していきます。

項目	数値など	備考
平成 32 年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 か所 (圏域)	平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を 1 か所以上確保
平成 32 年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 か所 (圏域)	平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保
平成 30 年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場	検討	平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置

2 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保の方策

障がい福祉サービスなどの見込量に関しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量などを勘案し算出しています。

なお、町単独で、不足するサービスをすべて確保することは困難であるため、圏域で調整し確保に努めるとともに地域の福祉事業所などに対し平成30年4月から始まる「共生型サービス」の普及の推進に努めます。また、地域での専門的人材の確保するため、専門的人材を養成する研修の開催や県などが実施している研修など情報提供を行っていきます。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅における入浴、排せつなどの身体介護や、居室の清掃や食事の準備などの家事援助を提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時などに同行し、移動に必要な支援を行います。
行動援護	知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方が対象となります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	介護の必要な程度が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供します。

現状と課題

「居宅介護（ホームヘルプ）」は、町内にある1事業所を中心にサービス提供が実施されており、その利用実績は、人数は、ほぼ横ばい状況で利用時間は減少傾向にあります。アンケート結果によると、当該サービスを現在「今後利用したい」と回答した方が多くありました。今後は、サービス希望者の意向を踏まえつつ第4期計画値より若干多くサービスの量を確保する必要があります。

一方、「行動援護」については、利用者自体が少ないが継続的な利用が見込まれます。なお、上記の2つのサービス以外のサービスは、利用実績がありませんが、利用意向を示している人もみられることから、経過を注視しながら必要に応じて柔軟に対応していくことが求められます。

■ 利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人／月	14	16	15
	時間／月	158	155	126
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
同行援護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
行動援護	人／月	3	3	3
	時間／月	75	53	72
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

■ 必要見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人／月	17	18	19
	時間／月	160	170	180
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
同行援護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
行動援護	人／月	3	3	3
	時間／月	100	100	100
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

サービス確保の方針

町内及び近隣市町の事業者に対して、需要に応じた柔軟なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がい者に対するサービスが提供できるよう調整（共生型サービスの推進を含む）を図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

また、利用者に対しては、情報提供の充実に努めるなど、必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する 65 歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な 65 歳未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援【新規】	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じたときに、生活面の課題を把握するとともに、企業や関連機関などとの連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
短期入所【福祉型・医療型】	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

現状と課題

現在、町内に日中活動の場を提供する事業所は、「生活介護」が 1 事業所と「就労継続支援 B 型」が 2 事業所あり、そのほかは、周辺市町に依存している状況にあります。

「生活介護」は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけてほぼ横ばいの実績となっています。引き続き継続的なサービス利用が見込まれます。

「自立訓練（生活訓練）」は、平成 29 年度中に 1 人の利用がありました。

「就労移行支援」については、増加傾向にあります。また、「就労継続支援 A」については、少しずつ利用する人が現れています。「就労継続支援 B」についても町内に新たに 1 事業所が開所し、身近にサービスが受けられる状況になったため新規利用者が増える傾向になっている。

「療養介護」については、利用が一定しています。短期入所についても、概ね利用

が一定しています。

日中活動系サービスの中でも、特に「生活介護」については、特別支援学校卒業生による新規の利用が見込まれます。住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、周辺市町にある事業所や知多南部地域自立支援協議会と連携して、サービスの提供体制の拡充と必要量の確保に努める必要があります。

また、一般就労への移行を目指した就労系のサービスの充実も求められます。

■ 利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日／月	889	874	853
	人／月	45	45	45
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	0	0	23
	人／月	0	0	1
就労移行支援	人日／月	43	66	58
	人／月	3	4	4
就労継続支援（A型）	人日／月	33	43	44
	人／月	2	2	2
就労継続支援（B型）	人日／月	96	197	239
	人／月	6	12	15
療養介護	人／月	1	1	1
短期入所（福祉型）	人日／月	44	48	47
	人／月	5	5	5
短期入所（医療型）	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

■ 必要見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日／月	900	920	940
	人／月	46	47	48
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	23	23	23
	人／月	1	1	1
就労移行支援	人日／月	70	80	90
	人／月	5	6	7
就労継続支援（A型）	人日／月	50	50	50
	人／月	3	3	3
就労継続支援（B型）	人日／月	300	340	370
	人／月	19	21	23
就労定着支援【新規】	人／月	0	1	1
療養介護	人／月	1	1	1
短期入所（福祉型）	人日／月	65	65	65
	人／月	6	6	6
短期入所（医療型）	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

サービス確保の方針

現利用者に加えて、特別支援学校の卒業生の利用に伴う利用増加も加味しながら、障がいのある人が希望する日中活動系のサービスをできる限り身近な地域で利用できるようにするため、町内及び近隣市町の事業者への事業拡大など（共生型サービスの推進を含む）の働きかけを行うとともに、知多南部地域自立支援協議会を通じて事業者参入に向けての効果的な方策について検討を進めます。平成 30 年 4 月から始まる「就労定着支援」は、平成 31 年度から 1 人を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助【新規】	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する人に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住宅に入居している障がいのある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつまたは食事の介護などの必要な支援を行うサービスです。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

現状と課題

「グループホーム」は、福祉施設などからの地域生活への移行や自宅などを出て住み慣れた地域で暮らすことを希望する人の住まいの場であり、将来的に利用を希望する人も多く、必要不可欠なサービスです。

現在、町内には、「グループホーム」が3か所あり、町外の障がい者も利用しています。当面は、大幅な需要増は見込まれないものの、将来的には、介護者の高齢化に伴う需要拡大も予想されることから、経過を注視しながら必要なサービス量の確保に対応していく必要があります。

■ 利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人／月	14	16	17
施設入所支援	人／月	10	10	10

■ 必要見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助【新規】	人／月	0	1	1
共同生活援助	人／月	18	19	20
施設入所支援	人／月	10	10	9

サービス確保の方策

居住系サービスは、個々の生活設計を踏まえながら、長期的観点に立った計画が必要となることから、本人や家族と十分に相談しながら今後のサービス利用支援を図ります。

また、広域的な対応も視野に入れつつ、サービス提供事業者などに対し、「グループホーム」の整備を働きかけるとともに、できる限り身近な地域でサービスが提供できるよう、町の施設や土地など既存ストックの有効活用などについても適宜検討しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

なお、平成30年4月から新たなサービスとしての「自立生活援助」は、地域移行の推進の観点から、平成31年度から1人を見込んでいます。

(4) 相談支援サービス

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向などを勘案してサービスなど利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障がい福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービスなど利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて申請の勧奨を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者などに、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人などと常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談などを行います。

現状と課題

計画相談支援については、町内に1事業所及び武豊町の2事業所を中心にサービス提供を行っています。引き続きサービスなど利用計画の作成及びモニタリングを適切に実施できるよう、相談支援専門員を確保するなど相談支援体制を充実していくことが求められます。

一方、地域移行支援と地域定着支援については、第4期計画期間中には利用実績はありませんでした。

■ 利用実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人／月	19	25	27
地域移行支援	人／月	0	0	0
地域定着支援	人／月	0	0	0

■ 必要見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人／月	28	29	30
地域移行支援	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1

サービス確保の方針

計画相談支援については、県などが実施する研修会などへの参加促進を図るなど、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援専門員の確保に努めるとともに、町内外の事業者の協力を得ながら見込量に見合うサービスの提供体制の充実を進めます。

また、地域移行支援・地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所が町内にないため、利用希望があった場合に必要なサービスが提供できるよう、町外の事業所と調整します。

3 障害児支援の見込量と見込量確保の方策

障がい福祉サービスなどの見込量に関しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量などを勘案し算出しています。

(1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能障がい（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	小学校から高校までの通学中の障がい児を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、施設などにおいて生活能力向上のための訓練などを提供したり、放課後などの居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある保育士などが、保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

現状と課題

児童発達支援については、これまで町内に事業者がなく、親子通園事業として町立て「どんぐり園」を開設し、日常生活の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練などを行っています。現在、どんぐり園を利用している障がい児は5名で、それ以外の障がい児は町外の施設を利用しています。

放課後等デイサービスについては、平成28年に町内に2事業者が開所されました。これにより、サービスを利用したくても利用を控えてきた方などが身边にサービスを受けられることから利用者が増加傾向になっています。

障害児相談支援については、障がい児を専門に行うことができる相談支援体制が求められています。「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」については、利用実績がありません。

■ 利用実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日／月	7	5	3
	人／月	2	1	1
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日／月	33	64	80
	人／月	8	11	13
保育所等訪問支援	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

■ 必要見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日／月	30	30	30
	人／月	3	3	3
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日／月	100	110	120
	人／月	20	22	24
保育所等訪問支援	人日／月	10	10	10

	人／月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	人日分	0	0	0
	人 分	0	0	0

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

サービス確保の方針

放課後等デイサービスをはじめとしたその他のサービスについては、町内の事業所のみならず、引き続き広域的な対応の中で見込量に見合うサービスを確保していくとともに、身近な地域でサービスが受けられるよう、本町内における新規参入や事業展開についてサービス事業者への働きかけに努めます。

(2) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

現状と課題

障害児相談支援については、障がい児を専門に行うことができる相談支援体制が求められています。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	人／月	2	3	3

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人／月	3	4	5

サービス確保の方針

計画相談支援事業所の新規参入に働きかけを行っていきます。

(3) その他の事業

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や放課後児童クラブ等における障がい児の受入体制の整備に努めます。

■ 利用実績

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所	4 人	7 人	6 人
認定こども園	一	一	一
放課後児童クラブ	0 人	0 人	0 人

■ 必要見込量

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	3 人	4 人	3 人
認定こども園	一	一	一
放課後児童クラブ	0 人	1 人	1 人

サービス確保の方針

保育所については、障がい児保育にて加配を必要とする子どもの数を計上しています。本町では、特に障がい児指定園を設けず、すべての保育所で受け入る体制を整えています。

今後、見込み量を確保するために、受入体制のさらなる充実を図ります。

放課後児童クラブについては、過去に障がい児を受け入れた実績はありませんが、今後は、障がい児の特性を踏まえた育成支援向上のための職員研修や環境整備を行い、可能な限り人員確保を含めた受入体制を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策

障がい福祉サービスなどの見込量に関しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量などを勘案し算出しています。

町単独で、確保することは困難なサービスについては、圏域で調整しながらサービスの確保に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人たちが日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人たちに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

現状と課題

本町では、社会福祉法人南知多すいせん福祉会の「すいせんひろば」が開催している「秋まつり」や南知多町社会福祉協議会による南知多町産業まつりへのボランティアース出展などを通じて、障がい者や福祉に関する地域住民に対する理解促進のための交流活動や啓発活動を行っています。

また、美浜町、武豊町と合同で知多南部3町福祉教育ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を作成し、学校や教育委員会と連携して児童・生徒の福祉実践教室を実施しています。さらに、地域と障がいがある子どもたちとのふれあいと子どもたちの余暇支援などを目的に、平成26年度から知多南部地域自立支援協議会南知多町部会の主催で「みみたっ子ひろば in 南知多」を開催しています。

サービス確保の方針

イベントやホームページなどを通じて啓発を行っており、今後も継続して啓発を行います。今後は、ヘルプカードを導入し地域への障がい者理解への促進を図っていきます。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

現状と課題

障がい者福祉に関するボランティア活動や当事者及びその家族などの自発的活動の活性化を図るため、南知多町社会福祉協議会では、こうした活動を行うグループの新たな設立に向けた支援や活動助成（1団体あたり3万円を上限）を行っています。

その結果、精神保健関連のピアサポート的な団体が設立され、精神障がい者の土曜日の居場所づくりが自発的な活動として行われています。

サービス確保の方針

引き続き、南知多町社会福祉協議会や知多南部地域自立支援協議会などの関係機関と連携し、障がい者とその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	障がいのある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を行います。

現状と課題

相談支援事業については、平成18年10月から美浜町、武豊町と共に、「知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）」に委託することによって、専門的できめ細かな相談に応じています。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

サービス確保の方針

本町の規模や知多南部地域の状況を踏まえると、引き続き「知多南部相談支援センター」を中心にして、障がいのある人やその家族などの相談に応じていきます。

また、障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、住民などからの虐待や差別に関する通報などに対応するとともに、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図り人権擁護に努めます。さらに、知多南部地域自立支援協議会を通じて障がい者虐待防止や差別解消に関する研修会を開催するなど虐待防止や差別解消に向けた意識啓発を進めます。

なお、今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用及び法人後見の活動を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	

現状と課題

本町では、平成28年度の利用者は9人になっています。今後とも新たな利用者が見込まれることから、その対応が求められます。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	8	9	10
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	11	12	13
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

サービス確保の方針

知多地域成年後見センターを広く周知し、成年後見制度の円滑な利用促進を図ります。また、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業である「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」周知と円滑な利用促進に努めます。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話通訳者派遣事業	
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある障がいがある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。

現状と課題

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っていますが、手話通訳者派遣件数、要約筆記者派遣件数はともに僅かですが、今後とも安定的かつ柔軟にサービス提供できるようにする必要があります。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	件／年	2	12	1
要約筆記者派遣事業	件／年	1	10	0
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	件／年	3	3	3
要約筆記者派遣事業	件／年	2	2	2
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0

サービス確保の方針

本町のような規模の自治体で手話通訳者を常設することは現実的ではないことから、引き続き、必要に応じた手話通訳者などの派遣によって対応します。このため、こうした制度の利用促進のための周知に努めます。また、南知多町社会福祉協議会を通じて、手話通訳者や要約筆記者を養成する講座などを実施することにより、サービス提供体制の確保に努めます。これによって、聴覚の障がいのある人の地域生活支援の推進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であつて、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付用事業				
介護訓練支援用具	件／年	0	0	0
自立生活支援用具	件／年	5	3	2
在宅療養等支援用具	件／年	3	1	2
情報・意思疎通支援用具	件／年	2	1	2
排泄管理支援用具	件／年	441	439	480
居宅生活動作補助用具	件／年	0	1	1

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付用事業				
介護訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	6	6	6
在宅療養等支援用具	件／年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件／年	2	2	2
排泄管理支援用具	件／年	490	490	490
居宅生活動作補助用具	件／年	1	1	1

サービス確保の方針

障がいのある人の自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付に努めます。また、適切な利用促進を図るために各サービスの周知に努めます。

(7) 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動支援を行ないます。

現状と課題

移動支援サービスを提供する事業者は、平成29年11月現在、5か所（うち町内事業者1か所）が本町に登録しています。

なお、重度の視覚障がい者については、同行援護としてサービスが提供されることになりますが、前述のとおり当面は利用者の見込みはありません。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	時間／月	891	1,080	1,006
	人／月	11	11	11

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	時間／月	1,090	1,090	1,090
	人／月	12	12	12

サービス確保の方針

障がいのある人の社会参加促進を図るため、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

(8) 地域活動支援センター

事業名	事業の概要
地域活動支援センター	障がいがある人が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。

現状と課題

町内には、地域活動支援センターはありませんが、美浜町にある「ワークルームかもめ」と、武豊町にある「ひろばわっぱる」が地域活動支援センターとして、障がいの種別にかかわらず利用できるサロン的な役割を持たせたフリースペース事業を実施しています。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人／年	20	19	19

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人／年	20	20	20

サービス確保の方針

障がいのある人の日中活動の場として重要であることから、引き続き、半田市、常滑市、美浜町、武豊町と本町の2市3町の委託事業により、地域活動支援センター「ひろばわっぱる」と美浜町と本町の2町の委託事業により、「ワーカルームかもめ」の充実に努めます。

(9) 地域移行のための安心生活支援事業

事業名	事業の概要
体験的宿泊事業	地域生活への移行や親元からの自立などに当たって、共同生活援助などの障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する。
緊急一時的宿泊事業	地域で生活する障がい者などの急な体調不良や、介護者または保護者の急病などの場合、短期入所などにおける緊急受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う。

現状と課題

平成 29 年度から障がいのある人が、地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、自ら選んだ地域で暮らしていくように、地域生活支援拠点等の機能のうち、体験的宿泊事業、緊急一時的宿泊事業を実施しています。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
体験的宿泊事業	件／年	-	-	2
緊急一時的宿泊事業	件／年	-	-	1

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
体験的宿泊事業	件／年	3	3	3
緊急一時的宿泊事業	件／年	2	2	2

サービス確保の方針

サービス事業所などに対し、事業所登録の働きかけを行いながら、受け入れ体制の確保に努めています。

(10) その他の地域生活支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人及び児童の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、昼間に介護などのデイサービスを行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人で免許の条件が付されている人に対し、就労、通院、通学などのため、自己が所有する自動車の操作装置などの一部を改造する費用の一部の助成を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	身体に障がいのある人に対し、就労、通院、通学などのため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部の助成を行います。

現状と課題

日中一時支援事業の利用量が減少傾向となっています。これは、これまで利用していた方が日中活動系福祉サービスを利用開始したためです。

「訪問入浴サービス事業」については、月に1～2人の利用があります。「身体障害者自動車改造費助成事業」についても少人数に限られますが、利用実績があります。一方、「身体障害者用自動車運転免許取得費助成事業」については、第4期計画期間中に利用実績がありませんでした。

■ 利用実績

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人／年	310	176	29
訪問入浴サービス事業	人／月	2	2	2
自動車改造費助成事業	人／年	0	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	0	0	0

■ 必要見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人／年	100	100	100
訪問入浴サービス事業	人／月	2	2	2
自動車改造費助成事業	人／年	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	1	1	1

サービス確保の方針

日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業者と協力・連携により確保します。

一方、「訪問入浴サービス事業」と「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」や「身体障害者用自動車改造費助成事業」については、そもそも利用者が少ないため、利用者数の変動によるサービス供給量への影響も顕著に表れることから、引き続き柔軟なサービス提供に努めます。

また、訪問入浴サービス事業に係る手数料について今後、見直しの検討を行います。

5 その他の地域生活を支えるサービスの充実

(1) バス・船運賃助成事業

障がいのある人の社会参加促進とその際の経済的負担軽減のため、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に海っ子バス・知多バスと名鉄海上観光船の半額助成券を交付します。

(2) タクシー料金助成事業

障がいのある人の社会参加促進とその際の経済的負担軽減のため、身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者、精神障害者手帳の1・2級所持者の希望者を対象に、外出する際に利用するタクシー料金の一部（基本料金）を助成します。

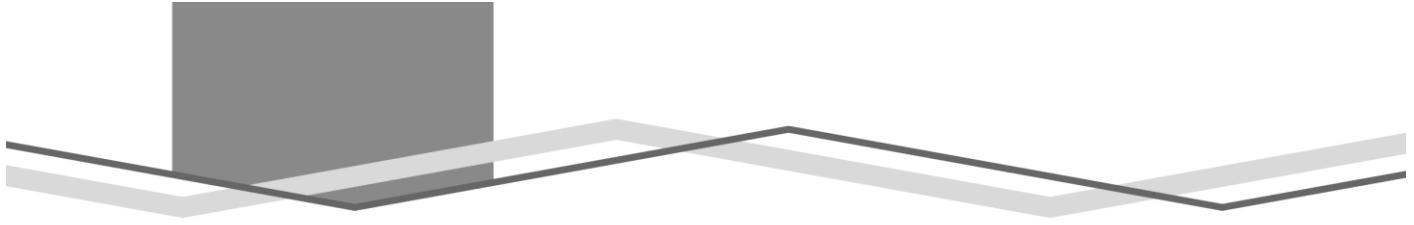
(3) 通園・通学援助事業

身体障害者手帳の所持者、療育手帳の所持者、精神障害者手帳の所持者及び発達障害児が施設などへ通園・通学する場合の経済的負担軽減のため交通費の一部を助成します。

（海っ子バス・知多バス：内海駅または河和駅まで、名鉄海上観光船：師崎港または河和港まで）。

(4) 障がい福祉サービス離島交通費助成事業

町内における障がい福祉サービス利用者の負担の均衡を図るため、篠島及び日間賀島に在住する町民が島内で障がい福祉サービスを利用する場合に要する事業者の海上交通費などを助成します。



第6章 計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画や制度の周知と地域住民の理解促進

障がいのある人が自らの意思で障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などのサービスを利用しながら、それぞれの能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにするため、広報や各種パンフレット、町のホームページなど多様な機会を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供に努めます。

また、地域住民の障がいや障がい者に対する理解を深めるため、本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支え合うことができる共生社会を目指します。

2 計画の推進体制の充実

(1) 関係各課の連携強化

障がい者福祉にかかる事業は、中枢である保健・医療、福祉、教育に加え、労働、経済、地域振興、生活環境など、多くの分野・機関にまたがっています。このため、関係各課が本計画の理念を共有化した上で、相互に連携・協力し、横断的に施策・事業の推進を図ります。

(2) 障害福祉圏域などとの連携強化

半島であるという地理的条件もあって本町内における障がい福祉サービス基盤だけでは十分ではありません。このため、必要なサービス量を確保するため、県はもとより、本町が属する障害福祉圏域である知多半島圏域や知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）における関係機関との連携を密にすることによって、必要なサービスの安定的な確保に努めます。

(3) 町民や関係団体との協働

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民やボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、一般企業・事業者、南知多町社会福祉協議会、行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

このため、知多南部地域自立支援協議会を活用し、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実なサービス供給体制づくりなどを推進とともに、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めます。

(4) 計画の達成状況の点検と評価（P D C A サイクル）の実施

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「P D C A サイクル」を導入することを定めています。

「P D C A サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」などの目標値を「成果目標」とし、障がい福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

国の基本指針では、「①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。②障がい福祉サービスなどの利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻度で行うことが望ましい。」としています。

このため、本計画については、「P D C A サイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況などについて、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善に当たっては、知多南部地域自立支援協議会や南知多町障がい者計画策定委員会を通じて実施することにより、関係者の意見を聴くなかで検討を行っていきます。

資料編

資料編

1 南知多町障がい者計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 南知多町障がい者計画・第5期南知多町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るため、南知多町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会代表者
- (2) 福祉団体関係代表者
- (3) 障害者関係事業者等代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員及び団体の代表が交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議においては、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員長（委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が

指名する委員がその職務を代理する者) 及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理するものとし、事務局は南知多町厚生部福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2 南知多町障がい者計画策定委員会委員名簿

(敬称略／順不同)

区分	役職	指名	備考
議会代表者	文教厚生常任委員長	榎戸陵友	
福祉団体関係代表者	身体障害者福祉連合会会长	鈴木俊秀	
	手をつなぐ育成会会长	松本千津子	
	精神障害者家族会代表	大岩せつよ	
	民生委員児童委員協議会会长	内田守保	
	社会福祉協議会代表	熊本弘範	
障害者関係事業所等 代表者	ゆめじろう	小藤あけみ	
	わっぱる	古川紀衣	
	すいせんひろば	佐藤みち子	
	こんばす	糸山えり	
合計 10名			

3 南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定経過の概要

4 用語説明

か

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに各該当法律に基づき相談などの業務を総合的に行うことの目的とする施設。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会。

さ

災害時要援護者支援システム

災害時において、一人暮らし高齢者や障がい者など自力で避難が困難な人などに対して、近隣の人や自主防災組織、民生児童委員など地域が連携して支援すること。本人または家族からの申し出により災害時要援護者名簿に登録される。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

生活習慣病

生活習慣を改善することにより病気の発症や進行を予防できるという、病気の捉え方を示したもので、個人が病気予防に主体的に取り組むための認識をもってもらうために「成人病」に変わって導入された概念。がん・高血圧・脳卒中・糖尿病・肥満など。

成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者などで、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいのため判断能力が十分でない人の権利・財産を守るために成年後見に関する相談窓口などの委託を受けた施設。

ソーシャル・インクルージョン

ノーマライゼーションの理念の発展型と位置づけられる概念で、障がいのある人もそうでない人も、高齢者も子どももあらゆる人が必要な支援を受けながら地域社会に包み込まれて暮らすという考え方。

た

地域活動支援センター

地域に暮らす障がい者の日常生活の相談や支援、地域交流活動などを行うことにより社会復帰、自立、社会参加の促進を図るための施設。

地域自立支援協議会

障害者総合支援法の中で障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための介護。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できる事業。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業がある。訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などの必須事業以外の事業も実施することができると言われている。

特定健診

平成18年の健康保険法の改正によって、平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、健康保険組合や国民健康保険などの保険者に義務づけられた健診。肥満、高血圧症、脂質異常、糖代謝異常、喫煙状況などの危険因子の保有状況により内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者を発見する。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障がいのある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育をうけることと、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉、医療など関連諸機関との連携調整役となる。

特別支援教育アドバイザー

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方などについて、教職員、特別支援教育支援員、ボランティアなどに対し、助言・援助を行う人。

な

ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

は

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障がい（バリア）となるものを除去するという意味。

百歳体操

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援することを目指し、高知県高知市で開発された体操。

福祉避難所

介助が必要な高齢者や障がい者、妊産婦らに配慮した避難所。

ヘルプカード

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されている。

ら

ライフステージ

人の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期など生活の節目に着目した生活様式の捉え方。

南知多町
障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

発行日／平成30年3月

編集・発行／南知多町 福祉課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL: 0569-65-0711

FAX: 0569-65-0694